

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年11月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600312号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600192号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年12月28日から昭和60年1月1日に訂正し、昭和59年12月の標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

昭和59年12月28日から昭和60年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年12月28日から昭和60年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年12月28日から昭和60年1月1日まで

私は、昭和59年12月末日までA事業所に在籍していたが、厚生年金保険の記録が昭和59年12月28日喪失となっているので、厚生年金保険の資格喪失年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B事業所の回答及びA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和59年12月28日から昭和60年1月1日に訂正された同僚の昭和59年12月分給料支払明細書から判断して、請求者は、昭和59年12月31日までA事業所に継続して在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和59年11月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和59年12月28日から昭和60年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めてい

ることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 59 年 12 月 28 日から昭和 60 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600330 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600193 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 14 年 2 月 1 日から平成 14 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 2 月 1 日から平成 14 年 9 月 1 日までの標準報酬月額については、20 万円から 36 万円とする。

平成 14 年 2 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 14 年 2 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 2 月から同年 8 月までの期間の年金記録が、実際に支払われた給与額と異なっている。厚生年金保険料は以前と同じ額で控除されていたので、請求期間について、厚生年金保険の記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与明細書及び平成 14 年分給与所得の源泉徴収票 (以下「給与明細書等」という。) により、請求者が請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額 (20 万円) を超える標準報酬月額 (36 万円) に相当する報酬月額の支払を受け、36 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、36 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所 (当時) に対し提出した旨回答しているが、A 社は平成 23

年6月21日に適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600304 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600191 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 12 月 1 日から昭和 60 年 1 月 1 日まで

私は、夜間の定時制高校に通いながら A 社に勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主 (請求期間当時の事業主の子) 及び複数の同僚の回答並びに陳述により、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはいかかえる。

しかしながら、上述の事業主及び同僚は、請求者の雇用形態がアルバイトであった旨回答並びに陳述しているところ、請求者及び請求者の母親は、請求期間当時、請求者が父親の健康保険の被扶養者であった旨陳述している。

また、請求者の A 社における雇用保険の記録は確認できない上、同社は当時の資料を保管しておらず、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600302号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600194号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年4月19日から同年5月19日まで

私は、平成18年4月19日からA社に勤務したにもかかわらず請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険記録及びA社の事業主の回答により、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行っておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答しているところ、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届によると、請求者の同社における被保険者資格の取得年月日は平成18年5月19日であることが確認できる。

また、A社から提出された06年05月度給与台帳によると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を控除されておらず、当該給与台帳の差引支払額は、金融機関から提出された請求者に係る取引履歴調査結果(流動性預金)の平成18年5月26日に支払われた給与額と一致していることが確認できる。

さらに、請求者は、A社にはパートタイム従業員として勤務した旨陳述しているところ、同社の担当者は、当時、パートタイム従業員については入社日から1か月間の試用期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いであった旨陳述している上、複数の同僚は、入社日から1か月後に厚生年金保険に加入した旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。